

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前

(前 略)

別表第1 (第4条、第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち、部長が指定する者	午前9時45分から午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで
		午後1時から午後1時45分まで
	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
		午後1時から午後2時まで
(略)		
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	(略)	(略)
(略)		

別表第2 (略)

改正後

附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち、部長が指定する者	午前9時45分から午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで
		午後1時から午後1時45分まで
	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
		午後1時から午後2時まで
午前9時から午後5時45分まで	午後1時から午後2時まで	
	(同 左)	
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	(同 左)	(同 左)
工学研究科に勤務する職員のうち、工学研究科長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで
	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
	午前9時30分から午後6時まで	正午から午後0時45分まで
	(同 左)	

別表第2 (同 左)

改 正 前					改 正 後				
別表第3（第16条関係）					別表第3（第16条関係）				
教職員の区分	割振り 単位期 間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り 単位期 間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間
(略)					(同 左)				
医学部附属病 院放射線部に 勤務する教職 員のうち、医 学部附属病院 長が指定する 者	4週間	医学部 附属病 院長が 指定す る8の 1日勤 務日	(略)		医学部附属病 院放射線部に 勤務する教職 員のうち、医 学部附属病院 長が指定する 者	4週間	医学部 附属病 院長が 指定す る8の 1日勤 務日	(同 左)	
			午前7時3 0分から午 後4時まで	正午から午後 0時45分ま で				午前7時3 0分から午 後4時まで	正午から午 後0時45 分まで
医学部附属病 院医療器材部 に勤務する職 員のうち、医 学部附属病院 長が指定する 者	4週間	医学部 附属病 院長が 指定す る8又 は7の 1日勤 務日	(略)		医学部附属病 院医療器材部 に勤務する職 員のうち、医 学部附属病院 長が指定する 者	4週間	医学部 附属病 院長が 指定す る8又 は7の 1日勤 務日	(同 左)	
			午後5時1 5分から翌 日午前8時 30分まで	午後7時30 分から午後8 時まで、午前 0時から午前 7時まで				午後5時1 5分から翌 日午前8時 30分まで	午後7時3 0分から午 後8時まで、 午前0時か ら午前7時 まで
								午前8時3 0分から翌 日午前8時 30分まで	正午から午 後1時まで、
									午後5時1 5分から午 後7時まで、 午前1時か ら午前6時 45分まで
(略)					(同 左)				
別表第4（略）					別表第4（同 左）				